

土砂埋立行為を行おうとする みなさまへお知らせ

平成29年4月1日から
土砂埋立行為に対する義務が追加されます！

- ◆東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例
- ◆東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例
の改正により、

- ① 事前協議、② 事前周知、③ 保証金の預託の3点が、
平成29年4月1日から新たに義務化されます。

広島県土砂の適正処理に関する条例

2,000 m³以上の土砂埋立行為について、許可を必要とするものです。

※ その他、土砂の搬出、土砂搬入禁止区域の規定もあります。

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例

県条例で許可が必要な土砂埋立行為の対象外である500 m³以上2,000 m³未満
の土砂埋立行為について、許可を必要とするものです。



東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例

上記2条例に定める土砂埋立行為の許可要件に、事業者等の資格、保証人の設定、
許可の期間等を追加し、土砂埋立区域の改善命令、土砂埋立行為が行われている土地
所有者に対する施工状況の確認の義務等の上乗せを行っています。

条例改正の概要

① 事前協議、② 周辺住民等への事前周知、③ 保証金の預託の3点について、新たに義務化します。

(1) 事前協議

【500 m³以上の土砂埋立行為】

土砂埋立行為の当初又は変更の許可申請をしようとする場合は、事前に事前協議書を提出し、市と協議しなければなりません。

詳細

- ◎ 事前協議書には、許可申請書に添付する書類のうち、誓約書、各種契約書、土地所有者等の同意書、他法令等の許可等の状況に関する書面を除く書類及び図面を添付します。
- ◎ 内容確認後、事前協議が終了した旨を通知しますので、通知日から1年以内に許可申請を行ってください。申請できなかった場合は、再度、事前協議をしてください。なお、許可申請前に条例及び技術基準が改正された場合は、それに基づく許可申請を行ってください。
- ◎ 許可申請時には、周辺住民等から出た要望及び上記の理由により変更する場合を除き、基本的に事業計画の変更はできませんので注意してください。

(2) 周辺住民等への事前周知

【500 m³以上 2,000 m³未満の土砂埋立行為】

許可申請後の努力義務となっていた周辺住民への周知（説明会、戸別訪問、回覧・掲示板への掲示等）について、(1)の事前協議終了後で、許可申請前に行うことを義務付けます。

【2,000 m³以上の土砂埋立行為】

許可申請後の努力義務となっていた周辺住民への周知について、(1)の事前協議終了後で、許可申請前に説明会を行うことを義務付けます。ただし、小規模（※）な変更又は譲受けの許可申請の場合は、説明会以外に戸別訪問、回覧・掲示板への掲示による周知でも可能です。

詳細

- ◎ 説明範囲については、土砂埋立区域が属する住民自治協議会と協議し、定めた地域の住民又は事業所とします。ただし、市の判断で必要に応じて追加することもあります。
- ◎ 説明会の開催日時については、回覧等により充分周知してください。
- ◎ 説明会を行った場合は、許可申請時に説明会開催報告書を提出してください。

※ 小規模変更とは、① 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（一時堆積行為の場合は、最大堆積時の土砂の数量）が2割以上増える変更、② 土砂埋立区域の面積が2割以上（面積が1ha以上の場合は2,000 m²以上）増える変更のいずれにも該当しない変更です。

(3) 保証金の預託

【1,000 m³以上（農地改良を目的とした一時転用の場合は2,000 m³以上）の土砂埋立行為】

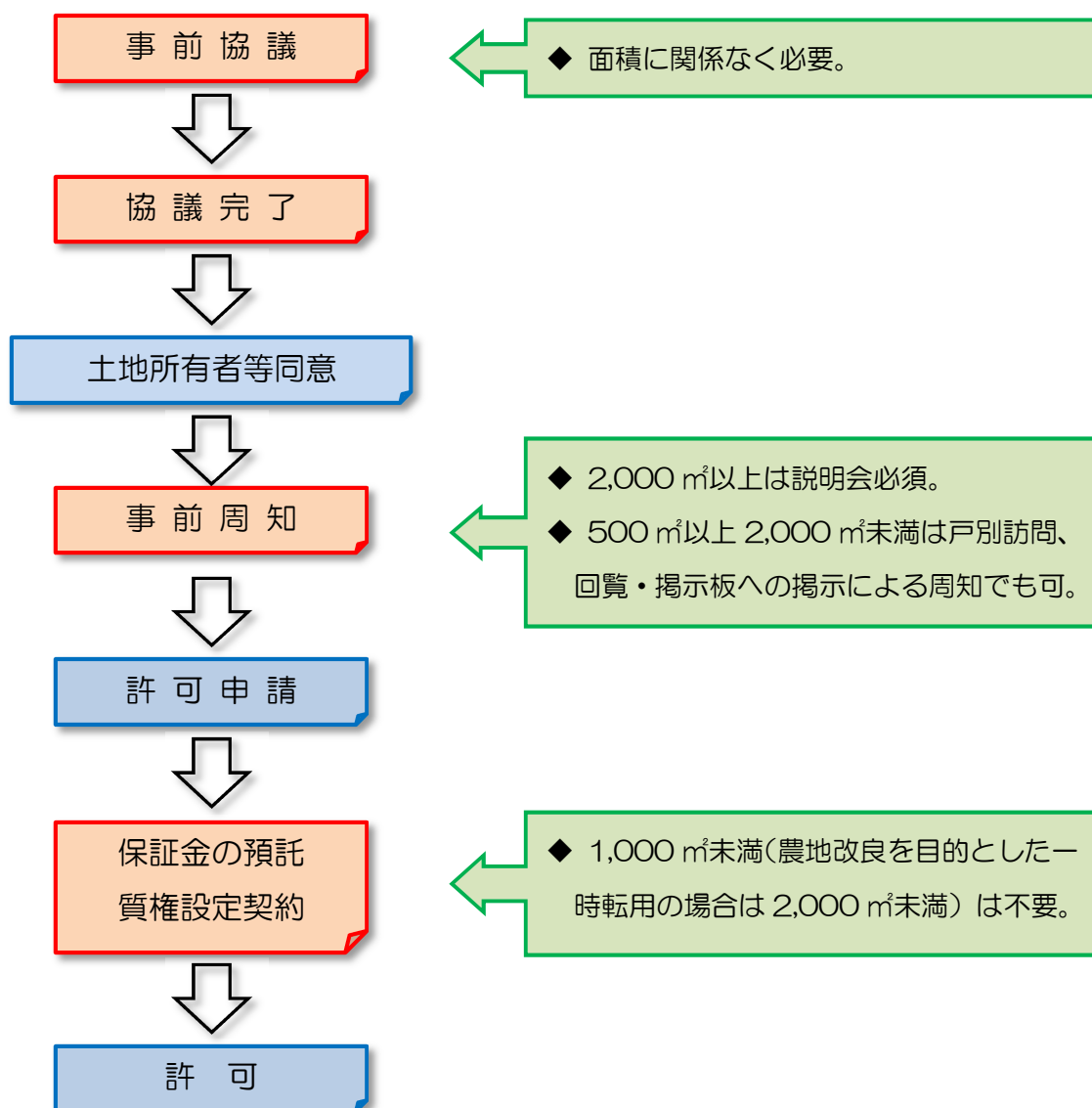
許可前に、金融機関に保証金を定期預金により預入した上で、市を質権者とする質権設定契約を締結していただきます。保証金の額は、土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（一時堆積行為の場合は、最大堆積時の土砂の数量）1m³ 当たり 400 円です。

詳細

- ◎ 保証金は、市が許可事業者に対して措置命令を行ったものの、措置を講じず、放置すると危険性がある場合に、市が緊急的に行う防災工事その他必要な経費に充てます。
 - ◎ 計画変更により、搬入土量が増える場合には増額を行います。
 - ◎ 土砂埋立行為が適正に完了されたことが確認できれば、質権設定契約は解除します。
- ※ 具体的な手続きについては、ホームページに掲載します。

★許可までのフロー図★

赤が新たに追加されるものです。



平成 29 年 3 月 31 日以前に許可を取得し土砂埋立行為を行っている方へ

◆ 事前協議について

平成 29 年 4 月 1 日以降に変更の許可申請をするものは、必要になります。

◆ 事前周知について

- ・ 土砂埋立区域の面積が 2,000 m²未満の場合

平成 29 年 4 月 1 日以降に変更又は譲受けの許可申請をするものは、必要になります。

- ・ 土砂埋立区域の面積が 2,000 m²以上の場合

平成 29 年 4 月 1 日以降に譲受けの許可申請をするものは、必要になります。平成 29 年 7 月 1 日以降に変更許可申請をするもので、小規模変更（「(2) 周辺住民等への事前周知」参照）に該当しないものは、必要になります。

◆ 保証金について

平成 29 年 7 月 1 日以降に変更許可申請するもので、小規模変更に該当しないものは、必要になります。

土砂埋立行為のために土地を提供される方へ

★ 同意する前に…

事業者からしっかりと説明を受け、計画内容を十分に理解した上で同意してください。

★ 工事中は…

土地の管理を事業者任せにせず、施工状況を監視してください。

★ 土砂埋立行為に同意した土地所有者は次の義務を負います。

- ① 少なくとも 6 月に 1 回、施工状況を確認しなければなりません。
- ② 確認の結果、許可の内容と異なる埋立行為が行われていると知ったときは、速やかに市長に報告しなければなりません。
- ③ 土砂の崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、事業者に必要な措置を講じるよう求めるとともに、関係機関に通報しなければなりません。

上の①、②の義務を果たさなかった場合には、許可事業者が許可どおり施行せず、土砂埋立地が危険な状態になったとき、土地所有者の責任で安全対策を行っていただくこともあります。（土地所有者に対する措置命令）

■ 条例に関する問い合わせ窓口

建設部 建設管理課 道路企画係（本館 6 階）

電話番号 082-420-0961（直通）

